

特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針の一部を改正する告示（案）に対する意見公募の結果

令和 4 年 7 月
経 済 産 業 省

令和 4 年 5 月 23 日から 6 月 21 日まで、特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針の一部を改正する告示（案）に対する意見募集を行った結果、4 件の御意見をいただきました。

本件に関してお寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

なお、本意見公募とは直接関係のない御意見につきましては、御意見に対する考え方をお示ししておりませんが、承っております。また、行政手続法第 43 条 2 項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 意見公募の実施方法

（1） 意見公募期間

令和 4 年 5 月 23 日（月）～ 6 月 21 日（火）

（2） 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載、窓口での配布

（3） 意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、郵送、F A X、電子メール

2. 意見公募の結果

意見提出数 4 件

3. お寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

以上

	お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
1	・全般 透明化法指針で使われている「マッチング」という用語について、入札によって自動的に取引が行われ、どの広告をどの広告枠に表示するかについてデジタルプラットフォーム提供者側の裁量がないという、アドテクサービスの現実の仕組みを反映していないと考えています。経済産業省におかれましては、不必要な混乱や誤解を生じない形で、透明化法指針を運用されるようお願いいたします。	御意見として承りました。
2	・2.2.2① 透明化法指針2.1.2①において、「管理画面の仕様」の変更は「提供条件の変更」に含まれていますが、特定デジタルプラットフォームで提供されるサービスの機能や特性を変更することなくユーザーインターフェースを変更することは、「提供条件の変更」に該当しないと理解していますが、その理解で正しいでしょうか。	御指摘の「ユーザーインターフェースを変更すること」について、例えば単に管理画面上の配置等を変更する場合などが考えられますが、商品等提供利用者が利用できる機能に制限が加えられる等商品等提供利用者の権利義務に実質的な変動が及ぼされるものではないと評価される場合であれば、御理解のとおりです。
3	一定の体制を整備する義務について、「現地国内管理者」にどのような役割、責任の者を使命する必要があるのかが不明確。 また、この一定の体制を整備する義務には、苦情処理メカニズムのシステムとプロセスを確立することが示されている。懸念や要求を提起するためにすでに導入されているシステム以外にも追加でこのようなメカニズムやシステムを企業が導入するのは難しい。	御意見として承りました。なお、国内管理人（特定デジタルプラットフォーム提供者が関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者）の役割としては、今回改正後の特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針（以下「新指針」といいます。）2．3に示されているとおり、関係者とのコミュニケーションの管理や、当該コミュニケーションを通じた特定デジタルプラットフォームの提供に関する運営の改善に関して、必要に応じて適切な調整を行うことが挙げられます。
4	・2.4.2 透明化法指針2.4.2の「当該特定デジタルプラットフォームを利用する媒体社等が最適なマッチングの機会を得るためには、当該特定デジタルプラットフォームを利用する広告主等に対して、より合理的な入札行動の変容を促すことが重要である」という記述について、アドテク業界全体のあり方を示しており、デジタルプラットフォーム提供者が同項目の③に記載する要件を満たすことによりその成果が期待される（すなわち、この記述は、デジタルプラットフォーム提供者が③の要件を超えた追加の義務を満たすことを要求するものではない）と理解していますが、その理解で正しいでしょうか。	御理解のとおりです。新指針2．4．2③は、特定デジタルプラットフォーム提供者が実施することが期待される取組の方向性を明示したものであり、その方向性を実現するために、特定デジタルプラットフォーム提供者自らが主体的かつ継続的に創意と工夫を凝らして、その事業運営の実態に照らして適切かつ有効な措置を自主的かつ積極的に講じていくことが求められます。
5	・2.4.2② 透明化法指針2.4.2②の「商品等提供利用者からの意見を積極的に聴きながら」の意味について、この要件を満たすためにどのような具体的な措置を講ずるかについて、デジタルプラットフォーム提供者に裁量があると理解していますが、その理解で正しいでしょうか。	御理解のとおりです。御指摘の「商品等提供利用者からの意見を積極的に聴きながら」については、指針「2 基本的な考え方」として、特定デジタルプラットフォーム提供者が実施することが期待される取組の方向性を明示したものですが、それをどのように実現するかについては、特定デジタルプラットフォーム提供者自らが主体的かつ継続的に創意と工夫を凝らして、その事業運営の実態に照らして適切かつ有効な措置を自主的かつ積極的に講じていくこととされています。